

議会運営委員会

令和2年7月9日（木曜日）午後1時28分開会

出席委員（8名）

委員 長	相馬 剛	副委員 長	齊藤 誠之
委員	山形 紀弘	委員	中里 康寛
委員	田村 正宏	委員	鈴木 伸彦
委員	眞壁 俊郎	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	吉成 伸一	副 議 長	松田 寛人
-----	-------	-------	-------

出席執行部

総務部長	石塚 昌章	副 主 幹	関谷 和俊
------	-------	-------	-------

出席議会事務局職員

事務局 長	増田 健造	議事課 長	小平 裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南 恵子	議事調査係長	佐々木 玲男奈
主 査	鎌田 栄治	主 査	飯泉 祐司
主 任	伊藤 奨理		

議事日程

1. 開 会
2. 挨拶
3. 協議事項

- (1)議会基本条例第11条に基づく計画等について
- (2)取組実行計画のスケジュール見直しについて
- (3)大学等とのパートナーシップ協定に係るガイドラインについて【取組No.19】
- (4)議員定数の検討について【取組No.20】
- (5)議会基本条例の見直しについて

(6)その他

4. 閉 会

開会 午後 1時28分

◇

◎開会の宣告

○相馬委員長 皆さん、こんにちは。

お疲れさまでございます。

本日は午後の開催となりましたが、御出席をいただきましてありがとうございます。また、総務部の皆さん、大変お疲れさまでございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

◇

◎委員長挨拶

○相馬委員長 まず、九州地方及び北陸中部地方において、大雨による災害が発生しております。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

また、首都圏では新型コロナウイルス感染症の第2波と思われるような状況がきております。県内においても先週から毎日のように感染者の報道があり、当地域においても例外ではないことであろうというふうに思います。十分な予防が必要であろうというふうに思っております。

さて、先月17日になりますが、早稲田大学マニフェスト研究所による「議会改革度調査2019」が公表されました。本市議会は総合62位ということになっておりました。その中で、特に市民との情報共有の項目が特にポイントが低かったという状況でございます。今後も情報発信及び情報共有に、さらに取り組む必要があるんだろうというふうに思っております。

本日の協議内容は、議会基本条例第11条に係る議決事件について、さらには取組実行計画についてでございます。委員の皆様には、円滑な委員会の進行に御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に係る計画、協定等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするか、決定をいたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定をみたいと思います。

本日は、総務部から1件の案件がございます。

災害時における物資供給及び店舗の駐車場利用に関する協定を協議いたします。

執行部から着座にて説明をお願いいたします。部長。

○石塚総務部長 それでは、貴重なお時間をいただいて大変恐縮でございます。

本日、取扱いについて審議をいただきますのは、ただいま委員長のほうから御説明いただきました災害時における物資供給及び店舗の駐車場利用に関する協定の締結についてでございます。

資料を見ていただきますと、この協定の相手先なんですけれども、NPO法人のコメリ災害対策センターというところでございます。このコメリとは平成30年に一度協定を結ばせていただいております。この協定の内容が災害時における物資供給に関する協定ということで、災害時に緊急的に必要になる物資を優先的に供給してもらい、そういった内容でございました。

今回、さらにそこにコメリの駐車場を利用してくださいと、使っていただいても結構ですよという部分について項目として加えて、新たな協定に

はなりますけれども、そういった内容の協定を結ばせていただくというものでございます。

この駐車場につきましては、大規模災害時の大量の物資の集配、こういったものにももちろん使えますし、一時的な避難所にも使えるということでございます。この駐車場の利用についての新たな費用負担というのは、発生はいたしません。

本協定につきましては、既に先ほど申しました平成30年に協定を結んでいる部分について、さらに駐車場利用についての項目を加えた協定ということでございます。毎日のように雨が降っております。九州でも非常に大変な被害が出ている状況でございますけれども、できるだけ早急に協定を結ばせていただいて、さらに災害に備えていきたいということで、今回は議員全員協議会での報告とさせていただきます、速やかに執行したいと考えているところでございます。

取扱いについて御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 コメリさんなんですけれども、市内に何か所、どこにあるかというのを教えてください。

○石塚総務部長 災害担当、一緒に来ていますので、答えてもよろしいですか。

○相馬委員長 担当者、お願いします。

○関谷副主幹 危機対策班の関谷と申します。

コメリにつきましては、西那須野地区にコメリパワー店という大型店舗が最近オープンしたんですけれども、それ以外にハードアンドグリーン店という小規模店が市内5か所ございます。全部で6か所ということになります。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 知らないのは私だけかもしれないですけども、同じような協定をほかとは市としては結ぶ予定は、その公平性みたいなことでちょっとお聞きします。

○相馬委員長 すみません、今回についてはコメリとの協定についての質疑でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

部長。

○石塚総務部長 今、御質問にもあるように、この災害に関する協定というのは、ほかとも結んでいる部分も当然ございますので、改めて今までどういったところと協定を結んでいるのか、そういったものの一覧というのは、例えば定期的に、例えば年に1回とか、そういった形でお示していく必要があるんじゃないかというふうに私どもも思っていますので、改めて情報提供をさせていただければというふうに思っていますので、よろしいでしょうか。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、ここで自由討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見がございましたらお願いいたします。

中里委員。

○中里委員 本協定は既に締結している内容だということで、その上で物資の供給体制をより強化するために店舗駐車場を利用するということですので、いつ災害が起こるか、これに備えるための内容ということで、速やかに執行したほうがいいのかというふうに思います。

ですので、報告案件でよろしいかというふうに思います。

以上です。

○相馬委員長 ただいまの中里委員の意見について、他の委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかに意見がないようでございます。

また、討議すべき内容について、ここで議員間討議と合わせて質疑も終結したいというふうに思いますが、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 執行部から御意見ございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件については、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

以上で、(1)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

その他として、執行部から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましては、ここで御退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続いて、次第(2)取組実行計画のスケジュール見直しについてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

取組実行計画のスケジュールにつきましては、以前4月の議会運営委員会でお示しをしたところですが、今回コロナで検討が停止していた期間等もございますので、修正後のスケジュールを案としてお示しをさせていただければと思います。

修正後の案につきましては、こちらを御確認いただければと思います。

1から11までございますので、順番に御説明させていただきます。

1、市民・職員アンケートの実施でございますが、青色の部分が職員アンケート、赤色の部分が市民アンケートとなっております。こちらにつきましては、当初よりも若干遅れておりますので、アンケートの結果報告等につきまして、全体として3か月程度遅らせたという案になってございます。

2番の参考人公聴会の活用ガイドライン等の作成でございますが、こちらにつきましても検討が遅れている状況でございますので、スタートが遅れて、それを受けまして全体的にそれぞれの検討期間等を短くして、終わりは令和3年度というところは変更していないところでございます。

次の3番の議員間討議に係る運用ガイドラインにつきましては、当初の予定から変更はございません。

4番、議員研修計画の策定及び研修でございますが、まず(3)のところの外部研修の部分なんです、こちらにつきましては、9月補正の中で外部研修費を削減したところでございますので、こちらについては取消し線を入れさせていただいております。こちらにつきましても全体として遅れておりますので、スタートが遅れるとともに、それぞれの期間が短くなっていくという状況でございます。

続きまして、5番の大学等とのパートナーシップ協定でございますが、こちらにつきましては、この後、協議事項として上がっておりますけれども、協定に向けて、当初予定から若干前倒しをしたスケジュールとなっております。

6番、それから議員定数の調査及び比較検討でございますが、こちらにつきましても、当初予定よりも前倒しになっております。といいますのも、来年4月に市議会議員選挙が予定されておりますので、実際に定数を変更するかどうかというところもございますが、もし変更する場合には、9月議会あたりで結論を出しておかないと、次の選挙を見据えたときに影響があるのではないかとということで、9月議会までにある程度方向性を出せるような方向でスケジュールを前倒ししているところです。

続きまして、7番と8番につきましては、変更がございません。

9番、代表質問、一般質問の在り方につきましては、こちらにつきましては令和3年度のところに丸がございまして、ここは変更がないんですが、12月のところに白丸をつけさせていただいておまして、質問の在り方の変更につきましては、正式には令和3年度なんです、今年度の12月から試行ができないかということで白丸を入れさせていただいております。それに伴いまして、スケジ

ュールも若干前倒しというところがございます。

続きまして、10番の請願・陳情等の取扱いガイドライン等でございますが、こちらにつきましても全体としてスケジュールが押している状況でございますので、短く行っているところがございます。

最後、11番の議会基本条例の見直しでございますが、こちらにつきましても6月議会で開催ができなかったというところがございますので、9月議会にずらしたという経過でございます。

説明につきましては、以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、この新しいスケジュールのとおりで進めるということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、この新しいスケジュールのとおりで進めていきたいと思っております。

それでは、(2)については終了いたしました。

次に、(3)に入ります。

大学等とのパートナーシップ協定に係るガイドラインについてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、ガイドライン案につきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

こちらのガイドライン案を御覧ください。

まず、1番目の概要でございますが、本ガイドラインは市議会が政策形成に当たり、大学等と連携するに際しての基本的な事項を定めるものであ

るということにしております。

2番の目的でございますが、市議会と大学等とが協働し、地域の課題解決に向けた取組や研究を行うことにより、双方の活動における良好な成果の実現を目指すことを目的とします。

3の相手方でございますが、協定の相手方は、主として大学を想定しておりますが、民間企業、それからNPO法人、その他の団体であって、2の目的を達することができるものを含むものとします。

また、栃木県内に学校や事務所が所在する大学等といたしますけれども、その専門的知識ですとか相手方の意向を踏まえて、県外の場合も含む協定も可能と考えております。

4番の取組内容でございますが、協定に基づく取組内容、その他の事項は目的に沿って双方協議の上、決定をする。この場合において、市議会としては、なるべく相手方の意向を尊重したいというものでございます。

協定の期間でございますが、協定の期間は原則として1年とし、更新ができるものとします。ただし、前項の協議により、異なる期間を定めることができるものとしたと思います。

6番、費用負担でございますが、協定に伴う活動により生じる費用については、原則として市議会、大学等がそれぞれ生じる費用を負担するものとします。負担について疑義が生じたときには協議をし、決定するものとします。

7、その他といたしまして、本ガイドラインに定めるもののほか、パートナーシップ協定に関し必要な事項は議長が定めるというその他を挙げております。

今回御審議をいただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、次回の議会運営委員会でガイドラインとして決定ができればというふ

うに考えております。

その後でございますが、8月の全協のほうに報告をさせていただいた上で、実際に現在、宇都宮大学で地域プロジェクト演習パートナーということで、学生の演習の関係で地域パートナーを募集をしているというものがございます。こちらのパートナーの応募期限が9月末となっておりますので、今お話ししたようなスケジュールでガイドラインが承認されましたら、この9月末に宇都宮大学に手を上げるというところもちょっと想定をしているというようなスケジュールで考えております。

説明につきましては、以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 なければ、委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、今事務局から説明があったとおり、次回の議会運営委員会で決定をみたいと思います。8月全協に報告し、9月までに宇都宮大学の募集に応募していきたいというふうを考えておりますので、そういったスケジュールでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、(3)については以上でございます。

次に、次第(4)に入ります。

議員定数の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、議員定数の説明資料でございますけれども、議員定数、那須塩原市は、現在26名となっておりますが、こちらを変

更するかどうかということにつきまして、参考になる資料を事務局のほうで調べてみましたので、それについて御説明をさせていただいて、実際にどうするかということについて御議論いただければと思います。

こちらの表でございますが、上と下に分かれておりまして、上が県内各市の状況でございます。下は類似団体といいまして、全国の市の中で人口規模、それから1次、2次、3次といった産業の従事者数の割合等が類似している団体ということで、国のほうで分類分けをしているものがございまして、那須塩原市と同じ区分に入っている団体について調べたものでございます。

こちらにつきましては、平成30年12月31日現在で、市議会議員長のほうで調べた調査結果を主にしておりますので、その後変更があったところについては若干変更が反映されていないというところもございまして、御承知おきいただければと思います。

まず、左側から順番に資料について御説明をいたしますが、人口がございまして、その次に、平成11年改正前地方自治法による定数というところですが、現在は、定数というのはそれぞれの市の条例で定めておりますが、平成11年の改正前につきましては、地方自治法で人口区分によって議員定数が定められていたところでございます。

それぞれの人口をその当時の区分に当てはめたときには何人になるか。それから、その次のところが議員定数、実際の議員定数でございます。

1つ飛ばしまして、報酬月額が、議長、副議長、議員ということで月額が記載しております。それから、期末手当の月数と加算率がございまして、政務活動費の額、こちらにつきましては、先月、条例の中で分かる限りで調べたものでございます。こちらは年額を入れさせていただいております。

続きまして、可住地面積、面積が広いかどうかです。実際に人が居住できる面積というものをこちらに記載しています。

それ以降につきましては、率等を出しておりますが、こちらヒートマップになっておりまして、数字が大きいところが基本的には赤くなっておりまして、その順位によって低ければ低いほど青くなっているというような形になっております。

次に、定数に対する割合というところがございますが、那須塩原市は旧自治法定数が40に対して26人ですので、実際には、その定数に対しては65%というところですが、この比率でいいますと、宇都宮市が93.8%と高くなっておりまして、低いところだと下野市は50%というようならばつきがございまして。

その次の項目ですが、人口1万人当たりの議員数、議員定数を人口で割ったものでございます。

その次、議員1人当たりの可住地面積、可住地面積を議員数で割ったものということです。この数字が大きければ大きいほど1人の議員でカバーしているエリアが広がっているというふうに捉えることができます。

それから、その次は、議員報酬年額です。それぞれの議員の報酬を1年分合計すると幾らになるか。その次が、人口1人当たりの議員報酬年額となっております。

その次のところは政務活動費も入れた、議員報酬だけではなく政務活動費も入れるとこのような形になっているというものでございます。

次のページにいきまして、指標と順位等を入れてございます。県内14市、それから類似22団体との比較ということで、上と下でございますけれども、例えば旧自治法定数に対する割合ですが、那須塩原市65%ですが、県内ですと平均は65.2%、類似団体ですと67.6%ということで、平均より低くな

っております。

順位につきましては、14市のうち多いほうから7位ということです。類似団体ですと16位という形になっております。

2番目が、人口1万人当たりの議員数、3点目が議員1人当たりの可住地面積、こちらにつきましては、ほかの市町と異なって下の米印にもございますが、数値が大きいほど議員が少ないというような指標となっております。

4点目が人口1人当たりの議員報酬となっております。5点目が人口1人当たりの議員報酬及び政務活動費の額という形で、平均と那須塩原市のパーセント率、順位を掲げております。

資料の説明につきましては、以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、委員から御意見はございますか。

山形委員。

○山形委員 この定数なんですけれども、検討ということで、類似団体との比較等見させていただきましたが、私も1期目なので、増やした場合とか減らす場合、どういう手続を踏んで、どういうふうな期間ぐらいが必要なのか、それ分かれば教えていただきたいんですが。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 手続でございますが、議員定数につきましては、定数は条例がございますので、条例の改正が必要となります。条例を改正した場合には、次の一般選挙から適用するという形になっていきますので、現在例えば26人というものを、例えば25人にする、27人にするといったときにも、実際にそれが25になったり、27になったりというのが、次の選挙からという形になりますの

で、今の任期の方が途中から補欠選挙で増えたり、そういうふうには基本的にはならないという形になります。

周知期間につきましては、ちょっと手元に今回資料がないのであれなんですけど、ある程度4月に選挙があるということであれば、当然立候補を考える方もいらっしゃると思うので、この周知期間は、とらないよりはとったほうがいいかなというふうには考えてはおります。

○相馬委員長 そのほか質疑、御意見はございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、この件については、議会運営委員会の取組項目の6番になっておりました、取組実行計画の取組ナンバー20というところでなっておりますので、このスケジュールに沿って進めるということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきたいと思っております。

以上で(4)を終了いたします。

続きまして、次第(5)に入ります。

議会基本条例の見直しについてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、新旧対照表に基づきまして、改正案の御説明をさせていただきたいと思っております。

議会基本条例の改正箇所でございますが、第4条、それから第8条の2か所を想定してございます。

まずは第4条でございますが、現行で「一部の市民、団体及び地域に偏ることなく」となっている部分でございますが、こちらにつきましては、

代表にとどまらずということで、そういった含みも持たせた修正ができればというふうに考えております。

それから、議会報告会の8条でございますが、現在は「討議内容及び議決事項の報告をするとともに、市政全般の課題について市民と意見交換を行うため」となっておりますが、こちらにつきまして、「市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会」ということで、現行ですと必ず報告があって、その上で意見交換という形だったんですが、報告をすることができるのももちろんなんですが、今回については報告なしで意見交換と、そういうことができるようにというものを想定してございます。

これと関連しまして、議会報告会の要綱、こちらについても関連して修正ができればというふうに考えております。こちらにつきましても、新旧対照表に基づき、御説明をさせていただきます。

3条に報告内容というのがございますが、1号から4号までございまして、こちらを改正案ですと活動内容というふうに変更させていただければと思います。現行の1号から3号まで、そちらの報告内容につきましては、改正案の1号のア、イ、ウというふうにさせていただいて、今までの1、2、3の報告が1号になります。

それから、現行の4号が改正案の3号にそのままとなっておりますので、新しく追加するものとしては2号、市政全般にわたる市民との情報及び意見の交換ということで、活動内容として従前の報告、それから情報及び意見の交換、その他議長が必要と認める事項というような改正案となっております。

改正に係る説明は以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようです。

委員から何かこの件について御意見はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 改正内容については全くそのとおりでと思いますので、結構です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、この内容で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、今後の議会報告会がさらに柔軟に行えるようにするための改正になったんだろうと思いますので、今後このように取り扱っていききたいというふうに思います。

以上で、(5)の議会基本条例の見直しについては終了といたします。

次に、(6)その他に入ります。

委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、私から、まず、9月議会における対応についてということで、御意見いただきたいと思いますが、6月議会は異例な形で開催するということになりました。9月議会については、なるべく通常どおりの開催が望ましいのではないかなと思っておりますが、本日はその中で、会議の傍聴の在り方と議場コンサートについて、皆様から御意見を伺いたいと思います。

委員の皆様、何か御意見はございますか。前回は、6月議会については傍聴は全てなしということで行ったところでございますが、9月議会につ

いて傍聴はどうするかということになるかと思
います。

山形委員。

○山形委員 さきの6月の議会において、委員会
でもテレビデオでやったんですが、一般の市民の
方から傍聴したいんだというふうなお話みたい
な問い合わせがあったのか、その辺を教えてい
たけますか。

○相馬委員長 問い合わせは、事務局。
課長。

○小平議事課長 特にございません。

○山形委員 あと、各常任委員会で本会議場を使
ってやったということなんですが、傍聴されたと
かそういったカウント数、そういうのは把握して
いるんですか。

○相馬委員長 課長。

○小平議事課長 把握というか、見れば分かるん
ですが、ちょっと今現在、何人といった資料の手
持ちがございませんので、後ほど報告させてい
たきたいと思います。

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。
中里委員。

○中里委員 9月であれば通常どおりの議会開催
ということで、会派代表質問、それから一般質問
も行うであろうということですから、恐らく傍聴
者も通常開催であれば来られると思います。通常
開催であれば、やはり傍聴は停止しないでやっ
ぱり入れるべきだろうと思いますが、ソーシャル
ディスタンスをとるような形で、人数に制限が出
てしまうと思いますが、そのような形をとって、傍
聴については可能というような形をとることが
できればなというふうには思います。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。
ある程度、人数について制限をしながらでも傍

聴は行っていくという御意見でございますが、ほ
かに御意見はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 今の状況から言えばそれでいいん
だろうと思うんですけども、この状況が変わって
きたときに、これいつ頃までに、逆に最終的に
決定するみたいな何か考えありますか。

○相馬委員長 実は、先日の会派代表会議でも出
たお話だと思うんですが、議場コンサートにつ
きましては、約2か月前からコンサートをやって
いただけの方の募集、それから内容の決定等を
2か月前からスタートしているというのが現状
というふうにお話があったと思うんですね。そ
うしますと、9月の初めの頃ですので、でき
るだけ早めに、もし議場コンサートをやるか
やらないかについては、先に決定する。議場
コンサートをやるのであれば、傍聴を入れて
ということになるんだろうと思いますので、
それと合わせてという内容になってしま
うんですが、できれば早めにこの傍聴の在
り方、それから議場コンサートについては
決定したいというふうには考えております。

事務局でいつ頃までとかという時間設定
とかができますか。

課長。

○小平議事課長 事務局で確認したんですが、
演者を探すものと、ポスター、チラシ等の
準備等をしなくてはならないということ
なので、もう今現在で何とか決定して
ほしいということなので、できれば
今日、やる方向か、やらない方向か
だけは決定していただければと思
います。

○相馬委員長 今、事務局から説明があ
りましたが、委員の皆さん、御意見
ございますか。

山形委員。

○山形委員 もし先ほど中里委員も言
ったように、傍聴が許されるのであ
れば、一緒に議会コンサー

トもやるべきだと思うので、それは一緒に、ソーシャルディスタンスを保って、十分な配慮をして、今眞壁委員が言ったように、もしケース・バイ・ケースによって臨機応変に対応して、私はできれば率先してそういうふうなルールの生活様式を守って、傍聴と議場コンサートは行ったほうがいいのかというふうに。

○相馬委員長 議場コンサートについては、これまでの目的が傍聴数を増やすことと、それから地域の音楽活動されている方に発表の場を提供するというその2つの目的で開催して、これまで12回だったと思いますので、そういった目的を今後も継続していきたいという内容から、できるのであればということで、通常にできるだけ近い形でということであれば、ソーシャルディスタンスを保ちながらということであれば、今山形委員の意見でもあったようにやってもいいのかなというふうに考えておりますが、皆さん、ほかに御意見はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 断定はできないんですけれども、第2波みたいなのが来なければ、市民の中に感染者がいらないという状況であればもっといいわけですが、自治会とかいろんなところに出しているガイドラインからすると、3密を防ぎましょうという中で、わざわざ委員会を本会議場でやったぐらいなんですよね。だから、今の話の中では、話を広げちゃうとあれなんですけれども、委員会自体も各委員会室でやって、職員を入れてという形でやるのもどうなのかということをきちっと検討した上で、本会議だって隣が2メートル空いているわけじゃないですから、ソーシャルディスタンスというのはとれないと思うんですよ。そういう中で、じゃ扉を開けてやるのか、当然開けなきゃ、そういう危機感を持たないといけないと思うので、

そういうところを一つ丁寧にやっていった上で、コンサートも栃木県の人とか、新宿のほうに行って、この前、観劇を見て発症したという例も、それは新宿ですけれども、そういう人が那須塩原市にいれば、傍聴に来ればまた分からないので。そのところをきちっと、やっぱり時間はないんでしょうけれども、もう一回、9月議会はどうしてもじゃなくても、もう一回再確認して、僕は前向きにコンサートもやったほうが良いような気はするんですけども、でもそういうことが守れるのかどうかというところをちょっと確認したほうがいいんじゃないですかね。ちゃんとそういうことを守りながらできるのであれば、やったほうが良いかなと思いますけれども。

○相馬委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今、事務局のほうでかなりもうぎりぎりの時間の中で、そうすると、実際には探すのが一番大変であると思うんですよ。その辺が実際にできるかどうかをやっぱり考えていって、できないんだっただけできないというふうにしたほうが私はいいかないと、コンサートは。傍聴については、議会のほうはいいかと思うんですけども。

○相馬委員長 スケジュール的にタイトだという状況については、おっしゃるとおりなんですけど、まず議場コンサートをやるかやらないかについて決定してから、実際にできる人を探せるのかなというふうに思いますので、議場コンサートができるかどうかについて、できれば決定をしたいと思うんですが、ちょっと次回といっても、今月中にこの議営が開催できるかどうかということもございまして。

副委員長。

○齊藤副委員長 すみません。コロナだけ考えてしまえばやらないほうが、リスクを感じればやらないほうがいいんですが、傍聴環境を整えるという

ものを最善に考えなければいけないので、基本的にはやる方向で、用意できるものは眞壁委員さんが言ったような話にしていけばいいと思うので、基本的には議運ではやると決めたほうがさっきの話に行くのかなというのと、眞壁さんが言ってくれたやつも、できなければそこでやらなければいだけなので、この議運での体制を決めてあげないと議会事務局で動けないという話があったのと、直接傍聴に来れなくても、そんなわけでこれからオンラインで見れるような体制をもっと充実させていかないと、結局来てくださいといっても、今度傍聴者が来ないような逆転現象が起きてしまう可能性もあるので、オンライン配信をしっかりとっているのを配置して行って、例えばまだタブレットを持っていない人もいるかもしれないけれども、持っている人たちにはその傍聴環境を整えていくように考えていったほうがいいのかと思うので、もともと最たるものは傍聴者を増やすという目的がある中の一つを、前は仕方なかったんですけども、今回ウィズコロナまで考えている最中でなくしてしまうのはもったいないと思うので、ぜひやる方向で善処してくれればいいなと思って意見させてもらいます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

眞壁委員。

○眞壁委員 今のもろもろの話をしっかり詰めてやるということでしたら、この議運でやるということではいいような気がします。

○相馬委員長 じゃ、傍聴も受け入れる、それから議場コンサートも現時点では議運としては行っていくと、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

じゃ、事務局でそのように対応をお願いいたします。

続きまして、もう一点なんですが、これについては本日協議ではないんですが、9月議会のときに、先ほど申しましたように、情報公開、それから情報共有の観点から、委員会の開催を1日だけでも議場で行えないかというふうに思っております。これについては、費用等の状況を整理した上で、次回協議したいというふうに思います。各常任委員会、3日間のあるうちの1日ずつ議場でやるとオンラインシステムで中継ができるので、やっぱり委員会の中継も委員会室ではできないんですけれども、本会議場だとできるという、ただ、その中継システムをこれまで以上に動かすということになりますので、その費用等が発生する可能性もあるだろうということになっておりますので、その辺の整理をした上で、次回の議運で検討したいと思います。

また、先ほどありましたように、9月議会においての会派代表質問、それから一般質問についても、傍聴、議会運営委員会の取組事項の9番のところにございますように、そこでやはり傍聴環境の整備というところから一般質問の時間であったりとかやり方であったりとかというのをいろいろ検討して、実施していきたいというふうに思いますので、それも次回の協議事項にさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上ですが、委員の方からほかに何かございますか。

山形委員。

○山形委員 先ほど、各委員会、もし放映すると費用がかかるというふうなお話があったんですが、あまりお金の話をするのは大変恐縮なんですが、例えばその放映するに当たって費用はどれぐらいかかるのか。

○相馬委員長 実はまだ出ていなくて、その費用が発生するのであれば、それを整理した上で、次回

協議に載せたいというふうに考えておりますので、現時点ではちょっとはっきり分からないということとです。

○山形委員 分かりました。

○相馬委員長 ほかに委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、次回の議会運営委員会でございますが、先ほど申し上げたような協議内容等々あるところですので、できるだけ早くもう一度開催したいというふうに考えているところでございますが、様々なスケジュールを現時点でみた結果、実は8月3日か4日ぐらいしかちょっと日程的にできない状況になってございますが、8月3日月曜日なんです、皆さん、御都合いかがでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 午前10時からということで大丈夫でしょうか。8月3日月曜日、大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 どうしてもだめという方いらっしゃいますか。

〔「個人的には4日がいいですけども」と言う人あり〕

○相馬委員長 3日の午後ではいかがですか。

〔「一日ちょっと」と言う人あり〕

○相馬委員長 そうすると4日ということになりますが、4日だとだめとかありますか。

〔「だめです」と言う人あり〕

○相馬委員長 3日で都合つけていただけませんか。大丈夫ですか。

〔「対処します」と言う人あり〕

○相馬委員長 じゃ、3日の午前10時からということとで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

じゃ、次回8月3日午前10時からということとをお願いいたします。

そのほか委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、事務局から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

◇

◎閉会の宣告

○相馬委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時16分